

第2回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

平成27年7月30日

【梶川部会長代理】 それでは、定刻よりまだ少し早いですが、委員の皆様、おそろいになりましたので、ただいまから第2回独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会を開催いたします。

本日、村岡部会長が所用のため、御欠席ですので、独立行政法人評価制度委員会令に基づきまして、部会長代理の私が今回の議事進行を務めさせていただきます。梶川です。よろしく願いいたします。

本日の議題につきましては、第1回会計基準等部会で提示された個別論点の整理と関連事項になります。

本日は、前回の部会でも簡単に御説明させていただきましたが、国際公会計基準（IPSAS）の説明者として、国際公会計基準審議会（IPSASB）ボードメンバーの伊澤賢司様に御出席をいただいております。本日はよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事1は、ただいま御紹介させていただきました国際公会計基準の状況につきまして、伊澤様より御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

【伊澤IPSASBボードメンバー】 今、御紹介いただきましたIPSASB（国際公会計基準審議会）のボードメンバーの伊澤と申します。今回、このような機会を頂戴しまして、ありがとうございます。私のほうから、資料1に基づきまして、「国際公会計基準の状況」を御説明申し上げたいと思います。

資料1をおめくりいただきまして、右下にページ数がありますが、2ページでございますが、IPSAS（国際公会計基準）を御説明するに当たっては、その対象が非常に重要でございますので、2ページに対象を表す資料を付けさせていただきます。大きく分けまして、会計基準の対象となる法人や組織を、目的と部門に分けるのが国際基準の考え方でございます。目的は営利目的、非営利目的で、部門は民間部門、公的部門と分けまします。このように分けましますと、IPSAS（国際公会計基準）の対象になりますのは、この4象限でいいますと右下でございます、「非営利目的で公的部門」というものがIPSAS（国際公会計基準）の対象となっております。日本では、例えば、中央政府や地方公共

団体や、独立行政法人や国立大学法人が当てはまるというふうに考えられます。

ここで留意しないといけませんのは、公的部門の中でも、国際基準の中では営利目的か非営利目的かで分けます。したがって、「営利目的で公的部門」に関しましては国際的には I F R S を適用するという整理になっておりまして、一番左下でございますが、その下に説明が書いてありますとおり、国際基準ではこの部分を政府系企業という言い方をします。そのため、今回のこちらの部会の議論と合わせますと、独立行政法人の中でも営利目的や、国の財源が全く入っていないような法人が当てはまることになると思います。そのようなものについては、国際基準の中では「営利目的で公的部門」と整理することが通常でございますので、I P S A S（国際公会計基準）ではなくて、I F R S を適用するというような整理になっているということ、この図で御説明したかったということでございます。

続きまして、右下 3 ページでございますが、こちらは今回御説明させていただく中心でございます概念フレームワークというものについて御説明申し上げます。こちらにつきましては、前回の部会である程度御説明があったと伺っておりますが、念のための確認でございます。概念フレームワークといいますのは、この三角に書いてありますとおり、会計基準・指針のベースになるものということで、概念フレームワークというものが位置づけられております。よく会計基準・指針を法律になぞらえますと、概念フレームワークは憲法だという言い方をします。ただし、重要なことといたしましては、概念フレームワークはあくまでも概念を決めているものでございますので、実際に会計基準や指針に置きかわるときに、可能性としては、概念フレームワークに反するような会計基準というのものも有り得るということでございますので、憲法と法律の例は実は正確ではなく、憲法違反の法律はないと思いますが、概念フレームワークにおきましては、概念フレームワークとは合わないような会計基準というものが考えられるということでございます。

I P S A S（国際公会計基準）につきましては、これまでは概念フレームワークがなく、会計基準のみでございました。このたび概念フレームワークというものを制定しましたので、会計基準・指針となるような基本的な考え方ができたということでございますので、これから I P S A S B（国際公会計基準審議会）としましては、概念フレームワークに適合するような会計基準・指針をつくっていくということで、今後、これから 3 年ぐらいがピークで概念フレームワークに整合した会計基準・指針をつくっていくという段階に入っております。

続きまして、右下4ページでございます。こちらからは、今回、概念フレームワークのうち、いくつかのトピックについて御説明申し上げます。まず、概念フレームワークで非常に重要なのは、一般目的財務報告という概念と、あとは、その目的、利用者です。すなわち、想定する利用者や目的に適合した一般目的財務報告をつくるというのが概念フレームワークの考え方でございますので、利用者や財務報告目的というものが非常に重要になってまいります。こちらに書いてありますとおり、I P S A S（国際公会計基準）の概念フレームワークでは、利用者というものを資源提供者とサービス受領者という形で二つに分けております。こちらについては、会計の一義的な利用者は資源提供者、民間でいいますと株主ということになると思いますが、公的な機関の特性を考えまして、単にお金の出し手だけではなくて、サービスの受け手というものも主要な利用者として考えているのがI P S A S（国際公会計基準）の概念フレームワークの特徴でございます。

もう一つでございますが、財務報告の目的ということで、一般企業でいいますと株主の投資意思決定目的でございますが、これも公的な機関の特性を考えまして、単に利用者の意思決定目的だけではなくて、説明責任目的、いわゆるアカウンタビリティの担保というものも財務報告では重要だという形で、I P S A S（国際公会計基準）の概念フレームワークは考えられております。

こういったものを踏まえまして、こういった目的を達成するために、このような利用者に対して報告するわけですが、そこで重要になってまいりますのは情報ニーズで、果たしてこういった利用者はこういった情報ニーズがあるのかということで、概念フレームワークでは検討しており、ここに四つ並んでおりますが、まず重要なのは報告期間の業績、いわゆるパフォーマンスというものを情報ニーズとして挙げております。ただし、留意しなくてはいけないのは、「※1」に書いてありますとおり、報告期間の業績には、サービス提供その他運営及び財務上の目的の達成ということで、単に財務業績だけではなく、まず広い形で業績というものを考えており、その一部が財務業績という立場をとっております。これは後から財務業績というものを考えるときに重要になっておりますので、まずは御説明申し上げます。

あと、強調しなくてはいけないのは、上から三つ目でございますが、サービス提供・運営の持続可能性、いわゆるサステナビリティというものも公的機関の情報ニーズとして特に重要だということで、I P S A S（国際公会計基準）の概念フレームワークでは考えているというのが特徴的かというふうを考えられます。

こういったものを踏まえ、公的機関の情報ニーズを満たすためにどのようなものが要るかということで、右下5ページでございますが、上に書いてありますとおり、IPSASB（国際公会計基準審議会）の立場は、一般目的財務諸表、いわゆる伝統的な財務諸表だけでは情報ニーズは満たせないという立場をとっております。したがって、一般目的財務諸表ではなく、広い形での一般目的財務報告というものを、この概念フレームワークでは取り扱っているというのが特徴的でございます。

下に概念図がございまして、まず、この全体像といたしまして、一般的に有用な情報というのはあるだろうということをご前提として考えてございまして、次に、そのほかの情報——経済、統計、こういった情報もありますが、IPSAS（国際公会計基準）は会計基準でございますので、まず、財務報告というものを考えてございまして、それが二つ目の矢印でございます。一番下でございますが、一般目的なのか特別目的なのかという違いでございまして、例えば、特別目的におきましては、援助提供目的ということで、例えば、ドナーに対する特別目的の報告も考えられますので、こういったものは対象外ということで絞っています。最後にこの概念フレームワークの対象としては、一般目的財務報告書というものを位置づけております。この中には、一般目的財務諸表、いわゆる伝統的な財務諸表だけではなくて、左から二つ目でございますが、こういった一般目的財務諸表を補完する形での追加情報ということで、例えば、非財務情報、予測財務情報といったものがあるだろうということで位置づけているというのが、概念フレームワークの考え方でございます。

これを受けまして、具体的にどんなものがあるのでしょうかということで御説明しておりますのが、次の6ページでございます。これは、概念フレームワークはこういった図を使っているわけでは決してなくて、私のほうでこの概念フレームワークを考えるに当たって、わかりやすいだろうということで位置づけております。まず、横軸、これは時間軸ですね。将来情報と過去情報というものがございます。縦軸に財務情報と非財務情報とございます。伝統的な財務諸表は、これでいいますと、左上の象限でございまして、財務情報を扱っている過去情報ということで、一番上に書いてありますとおり、財務諸表、すなわち財政状態、財務業績、キャッシュ・フローを表す情報を位置づけてございまして、これだけでは利用者の情報ニーズを満たせないということで、例えば、一番右上でございますが、予測財務情報ということで、こういったものも利用者の情報ニーズを満たす情報として、特に持続可能性の情報ニーズを満たすためには、こういった情報が要るだろうという

ことを位置づけております。また、左下でございますが、サービス提供の達成度ということで、RPG第3号として、サービス業績報告というものがございます。これは、先ほど申しましたとおり、IPSAS（国際公会計基準）の考え方は、業績というのをまず広く考えておりますので、単に財務の業績だけでなく、非財務の業績、すなわちサービス提供の達成度というものも非常に重要と考えておりますので、左下の象限の情報が必要になり、全体をまとめて、一般目的財務報告というふうに位置づけております。

ここで、IPSAS（国際公会計基準）とRPGとありますが、IPSAS（国際公会計基準）は会計基準でございますので、IPSAS（国際公会計基準）を採用している国や組織に関しては、全てのIPSAS（国際公会計基準）に準拠して財務諸表を作成しないといけないということになっておりますが、RPGはガイドラインでございますので、決してこの作成を義務づけるわけではなく、作成するときには参考にしてくださいという位置づけのものです。現状、第1号、第2号、第3号という形で、三つのガイドラインを公表しております。

次に、ガイドラインというものが非常に特徴的でございますので、三つのガイドラインについて御説明をしようと思っております。まず一つ目のRPG第1号でございますが、「公共財政長期持続可能性報告」ということで、こちらについては、将来の情報でございます。どのような情報を出すかということ、真ん中に書いてありますとおり、将来のインフロー及びアウトフロー、つまり、お金の入りと出というものを予測して報告するというのを考えております。ただ、単にそれだけですと情報として不足しますので、文書による説明や、予測というものは当然将来の情報でございますので、その予測の基礎となすのは原則や仮定というものを文章によって説明するということがガイドラインでは考えております。

「長期持続可能性報告」という考え方でございますが、これはいろいろな考え方があると思っておりますが、IPSAS（国際公会計基準）では三つ想定しております、サービスと収入と負債ということで、例えば、サービスの提供量が一定と考えた場合に、それが収入に対してはどのように影響するのか、もしくは負債に対してどのような影響をするのかということで、持続可能性というものを単に一つの側面だけではなくて、サービスと収入と負債という三つの関係で検討するというのが、このガイドラインの特徴でございます。

続きまして、二つ目でございますが、これはRPG第2号「財務諸表の討議と分析」ということで、これは財務諸表を説明する文書という位置づけでございます。特徴的なのは、3つ目、「財務諸表の分析」では、例えば、過年度と比較してどうかといったことを当然分

析して文書化しますが、それだけではなく、「財務上の目的と戦略に関する情報」として、財務上の目的というのは何であり、それを達成したのか、達成していないのかということの情報もここでは文書化を求めています。四つ目、「リスクと不確実性に関する情報」では、公的機関を取り巻くリスクはどういうものがあり、そのリスクに対してどのように対応しているかといった情報も取り扱っているというのが特徴だと思います。

続きまして、第3号でございますが、「サービス業績報告」ということで、いわゆるパフォーマンスレポートと考えるといいと思いますが、これに関するガイドラインというものも公表しております。特徴といたしましては、二つ目でございますとおり、サービス業績目標ということで、公的機関が達成する目標というものをまず明示するというで、重要なのは単に結果だけではなくて、まず目標というものをきちんと明示しようということを位置づけております。

では、その目標をどう考えるかという、次に「業績指標」でございますが、インプット、アウトプット、アウトカム、もしくはそれぞれの組み合わせでございます。また、効率性、有効性というものを捉えて目標というものをセットします。目標をセットしまして、その実績を示すというのが特徴でございます。あとは、これはあくまでも財務報告の一環ですので、サービスに対してどれだけお金が掛かったかということで、総コストを明示するというのが特徴的でございます。

あと特徴的なのは、日本でいうとよく「3E」といいまして、ここでは経済性を加えますが、国際的には3Eの情報というのは必ずしも定義が明確ではございませんので、IPSASB（国際公会計基準審議会）では、効率性と有効性という二つの概念を持ちまして、効率性というのは、下に書いてありますとおり、インプットとアウトプットの関係性、または、インプットとアウトカムの関係性ということで定義づけておりますし、有効性というものが特徴でございます。ここでは実際の結果とサービス業績目標との関係性というものを有効性として位置づけているというのがこのガイドラインの特徴というふうに考えられます。

以上が、まずIPSAS（国際公会計基準）が考える一般目的財務報告の範囲と、特に特徴的と思われる財務諸表以外の情報というものを御説明させていただいております。

続きまして、IPSAS（国際公会計基準）の概念フレームワークにおきます構成要素というものについて御説明申し上げます。こちらについては、言葉だとわかりづらいので絵にしております。10ページでございますが、IPSAS（国際公会計基準）では、貸借

対照表のことを「財政状態計算書」といいます。IPSAS（国際公会計基準）では、損益計算書のことを「財務業績計算書」と名づけております。詳細は後ほど御説明いたしますが、特徴的なのは、財政状態計算書の差額でございまして、ここでは通常にある資産、負債というのはわかると思いますが、それ以外にも「その他の義務」というものを想定しており、その他の資源というものもまたあるのですが、こういったものを含めて差額概念として、純資産ではなくて、正味財政状態というものを差額として考えているというのがまず特徴的だと思います。

「財務業績計算書」につきましては、これは当然収益と費用の差額ですが、「欠損」とここでは書いておりますが、ここを財務業績と考えているというのが、構成要素の差額としての特徴かというふうに考えられます。

右下11ページでございまして、財務諸表における構成要素を考えるときには、一般的に、資産・負債アプローチと収益・費用アプローチという二つを想定するというのが一般的なアプローチというふうに言われております。資産・負債アプローチにおきましては、資産・負債というものを決めて、それぞれの変動から収益及び費用を求めるという考え方でございまして、この考え方は世界的に多くの国で採用されているということで、例えば、IFRSも基本的にはこの資産・負債アプローチによっているというふうに言われております。

これに対する概念、考え方といたしましては、収益・費用アプローチということで、収益と費用というのを必ずしも資産と負債の変動ではなくて、当期に関するフローということで、例えば、収益であれば当期に関するインフローですし、費用では、当期に関するアウトフローということでございまして、当期の業績、フロー情報を把握するために、当期に関するフローというふうに考えるという考え方が収益・費用アプローチでございまして。

三つ目でございまして、当アプローチは財務業績をどのように測定するかという観点から検討されているということで、IPSAS（国際公会計基準）はどのような立場をとっているかという点、明確には書いていませんが、基本的には、資産・負債アプローチに立っておりますが、一部公的な機関の特徴、特に公的機関が民間でいう売り上げのような交換取引だけではなくて、例えば、補助金のような非交換取引ということで、対価が必ずしも等価じゃないという取引も多いということを考えまして、基本的には資産・負債アプローチによりますが、一部、収益・費用アプローチの考え方も持っているというのがIPSAS（国際公会計基準）の概念フレームワークの特徴というふうに考えられます。

続きまして、右下12ページですが、では、果たしてIPSAS（国際公会計基準）では財務諸表における構成要素というのをどういうふうに考えているかということでございますが、まず、結論から言いますと、IPSAS（国際公会計基準）の概念フレームワークでは、財務諸表の構成要素を資産、負債、収益、費用、あとは所有者からの拠出、もしくは分配という六つを構成要素と位置づけております。あとは、構成要素ではないんですが、その他の資源及びその他の義務というものも、財務報告の目的を満たすためにこういった、構成要素ではないんですけれども、財務諸表に計上、認識することを容認するものもあるという位置づけでございまして、IPSAS（国際公会計基準）の概念フレームワークは資産・負債アプローチによっており、一部収益・費用アプローチ的な考え方に立っているという特徴の表れが、その他の資源及びその他の義務というもので認めているというのが、この概念フレームワークの特徴というふうにお考えいただければと思います。具体的な定義は、右下13ページに書いてあるとおりでございます。

次に、右下14ページでございまして、先ほど私のほうで御説明した差額の概念でございまして、特徴的なのは、財政状態計算書では、純資産という概念、差額の概念をなくし、正味財政状態ということで、そこでは等式で記載しておりますが、資産、負債だけではなく、その他の資源、その他の義務というものを考えているというのが特徴でございます。

また、財務業績計算書の差額でございまして、当期の余剰や欠損ということで、ここは利益という概念ではなく、当期の余剰や欠損という概念で差額を捉えており、この差額は等式でいいますと、収益から費用を引いたものというふうに定義づけております。

それでは、特徴として御説明した、その他の資源やその他の義務については、右下15ページにございまして、例えば、中央政府から地方政府に対しまして、当期から3か年分として補助金300を受領した場合ということで、ここでは事例を書いております。これは純粋な資産・負債アプローチではどうなるかということ、補助金は地方政府が全て受領しておりますので、財務業績計算書の収益に補助金300が全て計上されるという形になります。そうしますと、この補助金300を受領しているんですが、これは3か年分ですということで、必ずしも3か年分としての財務業績を表さないという考え方をIPSAS（国際公会計基準）では採っており、どのように処理するかということ、財政状態計算書の右下を御覧いただければと存じますが、「繰延インフロー」と書いております。これが「その他の義務」というものでございまして、ここに補助金200と書いてありますが、これは当年度受領した補助金300のうち、翌年度以降に使用する予定のものでございまして、こういったものを繰り延べ

ることを許容しましょうというのが I P S A S（国際公会計基準）の概念フレームワークの特徴でございます。

財務業績計算書を御覧いただければわかりますが、収益のところ、この場合、「繰延インフロー振替」と記載しているところが、純粋な資産・負債アプローチですと補助金が300になりますが、当年度の財務業績というのを適切に表さないのが、財務業績計算書を御覧いただきますと、繰延インフロー振替ということで100ということを経済的に表示しますので、差額たる財務業績でございます。収益・費用の差額でございますが、ここでいうと欠損ということで、必ずしも補助金300を受領したからといって財務業績がよくなるというわけではなく、当期における財務業績を表すためにはこういった方法が考えられるということでございます。

また、左の財政状態計算書を御覧いただくとわかりますが、これも純粋な資産・負債アプローチでいいますと、資産のほうがもう200増えるはずでございますが、そうではなく、繰延インフローということで補助金というものを計上していることにより、資産から負債、繰延インフローを引いた差額が正味財政状態ということで、決して補助金300を受領したからといって、この場合、地方政府におきましては財政状態がいいわけではなく、差額でマイナスになっているということが表せますので、純資産と正味財政状態の数字を見ていただければわかりますが、他に補助金というお金が入ってきたからといって、翌年度以降に使用する補助金を考えますと、財政状態計算書の差額としては、正味財政状態のほうがより適切に、この場合では地方政府の財政状態をあらわすだろうという考え方を I P S A S（国際公会計基準）ではとっております。

これの反対のケースが次でございますが、右下16ページでございますが、これは逆のケースでございますが、当期から3か年分として補助金300を交付した場合ということで、例えば、地方政府からある別の法人に対して補助金300を交付したということを考えてみましょうということでございます。こちらにつきましても、純粋な資産・負債アプローチですと、補助金300を交付しておりますので、こうした、年度に費用が計上されますので、ここでいうと財務業績計算書が、費用のほうが増えるはずでございますが、この補助金というのは3か年分として交付しておりますので、財務業績計算書をごらんいただくとわかりますが、費用の欄でございますが、繰延アウトフロー振替ということで、当該年度に関する補助金としては100だけを費用に計上するというところでございます。

こうした結果でございますが、左の財政状態計算書をごらんいただくとわかりますが、

単純な資産から負債を引いた純資産でプラス100ということで、若干、超過しておりますが、この中では、これ以外にも翌年度以降の事業に使われる補助金というものが考えられますので、左下の「繰延アウトフロー」として、「その他の資源」となるわけです。補助金200というものを考えますと、その差額たる財政状態としては、正味財政状態ということで300というふうに考えられるということでございますので、このようにしたほうがより適切に財政状態を表せるだろうというのがIPSASB（国際公会計基準審議会）の立場でございます。

このようにした結果、右下17ページ、何回も御説明しておりますが、正味財政状態ということで、資産、負債だけではなく、「繰延アウトフロー」が「その他の資源」でございまして、「繰延インフロー」が「その他の義務」でございまして、こういった四つの差額たる概念というものを定義しております。ただ、先ほど申しましたとおり、「繰延アウトフロー」や「繰延インフロー」というのは構成要素ではないということで、その点では、資産や負債といった構成要素とは区別していますが、これらもフローの性質によっては、こういった繰り延べることも必要だろうという立場をIPSAS（国際公会計基準）の概念フレームワークではとっているというのが特徴だと思っております。

では、最後でございますが、こういったものを考えた場合、正味財政状態というものをどのように位置づけているかということで、考え方としては、残余の金額、残余の持ち分、所有者持ち分という三つのパターンが考えられるわけですが、IPSASB（国際公会計基準審議会）の概念フレームワークでは残余金額ということで、持ち分という考え方をここではとっていないということでございますので、正味財政状態というのは差額の金額ですという位置づけにとどめているというのが、IPSASB（国際公会計基準審議会）の概念フレームワークの特徴でございます。

私のほうから資料1に基づきまして、国際公会計基準の状況について御説明いたしました。

【梶川部会長代理】 伊澤様、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの伊澤様の御説明に関しまして、御意見、御質問等ある方、挙手をいただきましたら、私のほうで御指名させていただきますので、よろしく願いいたします。その後、お手元のマイクで御発言願えればと思います。よろしく願いいたします。

榎谷先生。

【榎谷委員】 2ページの整理していただいた表の中で、国・地方公共団体と国立大学

法人と書いてありますが、先ほどの御説明にもあったと思いますが、独立行政法人という形ではなく、中身、要するに、非営利目的か営利目的というのは、財政的なものが投入されていないかどうかということで判断すればいいということでしょうか。

【伊澤IPSASBボードメンバー】 基本的にはそうでございます。

【梶川部会長代理】 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。では、佐藤委員。

【佐藤委員】 御説明どうもありがとうございました。前回の部会で、2点、議論に上がっていたものとして、一つは、誰を利用者として想定するのかということと、もう一つはサービス評価が非常に難しいということがございました。

まず1点目の利用者に関しまして、その情報ニーズについて4ページで4点上げていただいておりますが、IPSASB（国際公会計基準審議会）の検討過程で、実際の情報ニーズについて外部調査はなされたのでしょうか。2点目についてはサービス業績の報告という9ページのところで、「業績指標」という言葉を使っておられますが、ただ単に財務と非財務の情報を並列して開示するというのではなく、併せたインデックスのようなものを開発されるというイメージで良いのでしょうか。

【伊澤IPSASBボードメンバー】 まず一つ目の、実際の情報ニーズというのはあるのかどうかということで、調査をしたかということでございますが、これは会計基準を作るときに必ず議論になりまして、諸外国でもいろいろな調査をされていると聞いておりますが、必ずしもうまくいっている調査がないという認識でございます。そのため、IPSASB（国際公会計基準審議会）の概念フレームワークの検討では、情報ニーズに対する調査は特にはしていませんが、一般的に、我々のようなボードメンバーや、概念フレームワークを作るときには、我々のような審議会だけではなく、さまざまな国の会計基準設定主体にも関与していただいておりますので、そういった方々の意見を聞きながら情報ニーズというのを集約しているというのが、この概念フレームワークでの情報ニーズの作り方でございます。

二つ目の御質問の、右下9ページの業績指標については、パフォーマンスインディケーターの役を業績指標として考えておまして、ここで重要になっていますのは、必ずしもパフォーマンスインディケーターというのは数値だけではなく、例えば、警察というサービスがあった場合に、アウトカムで治安がいい悪いというのを考えた場合に、必ずしも数字ができるものでもないと思います。そのため、治安がよくなった、悪くなったというこ

とで、定量的な情報だけではなくて、定性的なものもここではパフォーマンスインディケーターとして考えております。I P S A S B（国際公会計基準審議会）でパフォーマンスインディケーターに関して、指標そのものを開発すべきではないかという意見もありましたが、やはり公的機関のサービスは、その内容により、もしくは国により考えられるパフォーマンスインディケーターは違うという認識でございますので、指標そのものを開発はせず、指標の考え方を提示しているということでございます。

【佐藤委員】 どうもありがとうございました。

【樫谷委員】 いいですか。今の御説明の中で、確かに治安がいい悪いというのは見解の相違があるので、なかなか難しいと思いますが、よくなった、悪くなったというのは、確かにアンケートでも、感覚の問題でわかるのかなと思い、随分参考になりました。

それから、その上のサービス業績情報の内容の中で、「サービス業績目標」というのと「業績指標（インプット・アウトプット・アウトカム・効率性・有効性）」とありますが、このサービス業績目標と業績指標との関係は、それぞれのインプット、アウトプット、アウトカム、効率性、有効性の目標というのがあると考えたらいいのでしょうか。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 まず、サービス業績目標と結果というのがあり、サービス業績目標と結果について、それぞれ業績指標を定めていくというふうに考えておりました、当然サービスによってはアウトカムというものを目標として設定できない部分もありますので、必ずインプット、アウトプット、アウトカムを、この場合で目標としてセットしろというわけではなくて、この五つのうちから適切なものを業績指標として選び、それをサービス業績目標としてセットして、その目標と結果というものを報告していくという考え方がサービス業績報告の考え方でございます。

【樫谷委員】 ありがとうございます。

あともう一つよろしいですか。「サービスの総コスト」とありますが、サービスというときに、例えば、独立行政法人の場合、いろいろな業務をやっていますが、サービスといったときに、サービスの定義というのは、独立行政法人全体のサービスというものあれば、独立行政法人の中でやっている事業のサービスというものもあります。サービスの総コストというのはどのようなレベルのことを言っていると考えるとよろしいのでしょうか。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 今回の御説明でいいますと、独立行政法人全体の総コストを必ず表示して、それ以外をどのように分けて表示するかというのは、各機関に任せているという考え方でございます。

【榎谷委員】 わかりました。

【梶川部会長代理】 ほかにございませんでしょうか。

会田委員、どうぞ。

【会田委員】 伊澤さん、どうも御報告ありがとうございます。

何点か質問があり、これまで出てきた質問に関連したところで、まず、2ページのところで、先ほど榎谷委員からも質問がありました、IFRSを適用するかIPSAS（国際公会計基準）を適用するかは、形式ではなくて実態に即してというふうに理解したんですけども、そのときに、例えば、これまでは財源を国から出していたので非営利だったけれども、あるときから営利になるなど、形態が移行するということが想定されていたのかどうかという点がまず第1点目なんですけれど、いかがでしょうか。

【伊澤IPSASBボードメンバー】 ここで重要になっていますのは、あくまでもこれは目的と記載してあります。この議論をするときに典型例で説明されている例があり、カナダにあるアルコールを製造している公的な機関があり、そこでは、利益を出すことにより、その利益を国に全て還元するという目的を持っていますが、営利目的をどこまで営利と考えるか、今の説明からおわかりになりますとおり、当然公的な機関ですので、最終的には全て非営利目的になると思いますが、その機関の運営の特徴や目標のセットの仕方によって、営利目的としても考えられます。今の御質問でいいますと、最終的にその機関がどういう目的を持つかによって考えていくというのがIPSAS（国際公会計基準）の基本的な考え方と考えます。

【会田委員】 わかりました。ありがとうございます。

それから、9ページの業績指標に関連して、総コストを明示するとありますが、これは、アウトプットとかアウトカムは別にして、インプットについては全て貨幣尺度によって測定できるので総コストということだと思いますが、その場合の総コストは、支出原価、そのエンティティーが実際に負担した支出額に基づくコストに限定されるのか、それとも、機会原価のような、実際に負担はしていないが、目に見えない経済的な消費額はあるということで、そこまで含めているのかどうかについて教えていただければと思います。

【伊澤IPSASBボードメンバー】 その明確な議論はあまりこれまでしてはいないですが、このサービス業績報告は、今の御説明でいうと前者、つまり、その機関が実際に支出したコスト、費用というものをここでは総コストと考えているというふうにお考えいただければと思います。

【会田委員】 ありがとうございます。

それから、少し先に行きますけれども、15ページ、16ページあたりに、繰延インフロー、繰延アウトフローと、非常に興味のあるお話を伺いました。これに関連して、ここでは補助金というものを想定されていますが、例えば、固定資産などにまで敷衍していいのかどうか。例えば、固定資産を負担した場合にその耐用年数に沿って毎年インフローあるいはアウトフローを認識するという考え方もあり得るのかどうかについて、もし議論されていれば御教示いただければと思います。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 それに関しましては、ここは概念として示しただけで、実際に繰延インフロー、アウトフローというのを会計基準上どう定義づけるかというのはこれからの議論でございます。現状では、今おっしゃっていただいた固定資産を取得した結果、多分、資産見返のことだと思いますが、そういったものを想定した議論は現在ではしていないということでございます。

【会田委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長代理】 ほかによろしいでしょうか。

私から一つだけ。最後の質問に関連したところですが、繰延という概念について、その前のところでは、収益・費用アプローチは、収益と費用を対応させる考え方ではないということの関係でいうと、期間というものには、ただ繰り延べるという概念を持ち込んでいるという、収益に対しての費用ではないが、期間配分の部分は発想として存在しているということなんでしょうか。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 説明の都合上、繰延インフロー、アウトフローで、期間によって配分するようなことで御説明をいたしました。これにも定義があり、概念フレームワークを決める前の公開草案の段階で、このような期間によって、繰延に変わるものについては繰延インフロー、アウトフローという構成要素として定義づけましょうという提案をしたのですが、多くのコメントーターの意見は、必ずしも、期間によって分けるのは論理的ではないということでした。説明の都合上わかりやすいので期間という概念を持ってきたところです。私は言葉の説明として、繰延インフローというのを、今、その他の義務というふうに考えているということ御説明したと思いますが、つまり、公的な機関が受領した、この場合、補助金に関して、何らかの義務がある場合には、その他の義務として繰り延べることを許容しましょうということで、必ずしも期間ではなくて、それ以外の義務というものが考えられ、そういったものについては繰り延べることを許容

するという事です。結論から言いますと、必ずしも期間によって繰り延べるものを決めましょうという考え方ではないということでございます。

【梶川部会長代理】 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

【榎谷委員】 13ページの構成要素と、バランスシート、財政状態などとの関係ですが、所有者による拠出、所有者に対する分配というのは、この中ではどこで表示されることになるのでしょうか。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 この場合でいいますと、伝統的な概念でいうと、資産から負債を引いたものが純資産になるわけですが、そのうちの一部に関しては、所有者による拠出があるだろうということで、イメージとしては資本金と考えていただければいいと思いますが、そういったものに関しては構成要素として位置づけているということでございます。

【榎谷委員】 それは直接チャージされるということでしょうか。そのための計算諸表というのは、つまり、財務業績計算書とは別に何かの諸表を通じて増減するのでしょうか。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 そういう意味ですと、財政状態計算書の一部として、所有者による拠出を減らすことを想定していますが、説明の都合上、わかりやすくこのように説明いたしました。必ずしも概念フレームワークでは、「こういった構成要素についてはこの計算書に表示しろ」ということまでは決めていませんので、今、御質問いただいた点については、今後検討することというふうに考えられます。

【榎谷委員】 ありがとうございます。

【会田委員】 今回の点に関連しまして、所有者という言葉が何回か出てきますが、所有者という概念、非常に関心があるので、差し支えないところで御教示いただければと思います。また国民が所有者になるのかどうか、その辺も含めてお願いできればと思います。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 今のお話ですと、基本的には、民間でいうと、株主と想定していただければいいと思いますので、お金や物の出し手までを想定して、必ずしも所有者というのを広く捉えて、国民まで想定している考え方ではないということでございます。

【会田委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長代理】 よろしいですか。まだ御質問等あるかもしれませんが、次の議題もございますので、質疑はここまでとさせていただきます。また議題が進みまして

からも質疑の時間を取らせていただく予定でございますので、議事1に関して追加の御質問がございましたら、その場でお願いできればと思います。

また、議事1に関して終了したところですが、後ほど、関連する質問も出るかもしれませんので、伊澤様には最後までおつき合いいただきよろしくお願いいたします。

【伊澤IPSASBボードメンバー】 結構です。

【梶川部会長代理】 ありがとうございます。それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、議事2「国の財務書類等の一層の活用について」につきまして、財務省主計局法規課公会計室からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【川野公会計室長】 財務省法規課公会計室長の川野でございます。よろしくお願いいたします。

今日、「国の財務書類等の一層の活用について」ということでありまして、その関係で報告書について御説明をいたしますけれども、この報告書は、会計基準そのものというわけではございませんけれども、財務書類をいかに活用していくのかという点では、独立行政法人とも共通の課題だろうという認識を持っているところでございます。

資料2に入る前に、関連いたしますので、前提となります国の財務書類等について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。資料2の「参照1」となっております紙がございませぬけれども、まずそれに基づきまして簡単に説明させていただきます。参照1を御覧ください。これは、十数年前まで遡りまして、財務書類の整備の経緯を簡単にまとめたものでございます。公会計に関する関心の高まりの中で、国においても資産、負債などの情報を開示する取組を進めてきているところで、この1枚紙の中ほど⑤のところでございますが、平成15年度の決算分より、国の財務書類の作成・公表を行っているところでございます。それから、⑦でございますが、これは21年度決算分より、政策別コスト情報というものを作成しております。これは省庁別財務書類の中の業務費用計算書のセグメント情報という位置づけでございます。こういった感じで、財務書類の開示についていろいろな取組をしてきたということでございます。

1枚おめくりいただきまして、参照2を御覧いただければと思います。「国の財務書類の構成」となっております。国の財務書類のベースとなりますのは、予算執行を行っております各省庁でございますが、この図の中で、A省、B省というふうに書いてありますけれども、それぞれの省庁で省庁別財務書類というものを作っております。これらの省庁別財

務書類を合算、相殺していくということで、この赤い囲みにありますけれども、国の財務書類というものができ上がってくるということでございます。

そのほかに、横串ですけれども、一般会計の財務書類、あるいは、国の業務と関連する独立行政法人などを連結いたしました連結財務書類も作成をいたしておるところでございます。

席上に配付しております分厚い資料の束の一番上にピンクの冊子でございますけれども、「国の財務書類」のポイント」というもの、我々はパンフレットと呼んでおりますけれども、「国の財務書類」の冊子自体、250ページぐらいあって非常に分厚いものでございますので、なかなか理解が難しいところでもありますので、パンフレットを作りまして、財務書類の中身、全体の資産がどれぐらいになっているのかとか、その資産それぞれの項目が、何が構成されていて、どういう変動をしているのか、そういったことをいろいろ説明、分析しているものでございます。

次に、また、参照3に戻っていただきますと、これは政策別コスト情報の概要でございます。中段に「ポイント」とありますけれども、ある政策にどれぐらいの事業費を掛けているのかというのは、予算、決算で見てわかるわけですが、それに関わります人件費とか物件費は、予算、決算上は共通経費として計上されているところでございます。それに対しまして、政策別コスト情報というのは、個別の政策の事業費に共通経費である人件費なり物件費、それを配分いたしまして、個別政策にかかる経費の全体像を示す、そういった目的で作っているものでございます。それを各省庁において作成し、開示をしているということでございます。

次、1枚おめくりいただきますと、参照4でございますけれども、平成25年度政策別コスト情報・省庁別財務書類の概要ということで、これは財務省の例でございます。先ほども説明いたしましたが、基本となる、政策を行っている各省庁におきまして、省庁別財務書類を作っておりますし、政策別コスト情報も作っております。それはそれで数字は計上しておるわけですが、それをよりわかりやすくということで、この省庁別のパンフレットを作成して、財務書類なり政策別コスト情報の概要を簡単に説明しているということでございます。

以上、国の財務書類なり政策別コスト情報というものがどういったものかということを中心に簡単に触れさせていただきました。

それでは、資料2の「国の財務書類等の一層の活用について」という資料に基づきまし

てご説明したいと思います。国の財務書類ですけれども、決算の参考書類ということで、平成15年度決算分より作成をいたしております。この取り組みももう10年以上たっておりまして、そういったこともありまして、昨年4月に「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会」の下に、「財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ」を設置いたしました。

1枚めくっていただきますと、ポイントの紙がございます。このポイントの紙でございますように、ワーキンググループにおきまして、大きく三つのポイントについて議論をいたしております。1番目として、1番目の箱にありますけれども、財務書類を用いた情報開示による活用ということ、2番目に、財務情報を財政の健全化に役立てることによる活用、3番目として、行政活動の効率化・適正化のための活用、この3点について検討いたしまして、本年4月30日に報告書という形で公表いたしております。この紙の、ポイントの中にもありますように、活用の方策として示されたものは非常に多岐にわたってございますので、本日は時間の関係もございますので、1番目と3番目の部分についてご説明したいと思います。

3ページをお開きいただければと思います。3ページは、財務書類を用いた情報開示による活用ということでありまして、問題意識はこの囲みでございますけれども、説明の充実を図ることや、内容の改善を行うことによって、わかりやすくより多角的な情報開示が可能になるのではないかという問題意識でございます。活用の方向性といたしまして、①のところの下線を引いておりますが、先ほど少し御紹介いたしましたパンフレットが現状最も簡易な資料として用いておりますけれども、年々情報量も充実してまいりまして、専門家の方々にとって非常に有益なものになっているという評価はいただいておりますが、一般の国民の方にとってはなかなか情報量が膨大で専門的でもありますので理解しがたいのではないかとといった御意見もいただいたところでございます。したがって、国の財務書類から把握できる財政状況、いろいろありますけれども、国民的な理解を促すためにはわかりやすい説明というのが大事だろうということでありまして、例えば、国の資産と負債の対応関係であるとか、負債が資産を超過している、あるいは費用が財源を超過しているといった財政状況にポイントを絞って、平易なリーフレットを別途作成し、公表していくということの取り組みを進めてはどうかということでございます。

次に、4ページでございますけれども、下線を引いておりますが、各省庁において作成しております省庁別財務書類、政策別コスト情報でございますが、これは現状、必ずしも

資産や費用などの分析というのがまだまだ十分ではなく、十分には活用されていないという認識を持っております。したがって、これは企業における統合報告書の例も参考にしながら、業務費用等々の詳細な増減分析などを記載して、財務情報だけではなく、非財務情報もあわせて確認できるような、そういった説明の充実に努めることとしてはどうかということでございます。

それから、別の視点で、将来における財政リスクについても説明に努めることも有益ではないかというような御意見をいただいているところでございます。

次は、もう一つの柱でございます財政の効率化・適正化の活用ということで、7ページをお開きいただければと思います。ここは、インフラ資産台帳の整備やフルコスト情報の把握により、行政活動の効率化・適正化が可能となるのではないかという問題意識でございます。インフラ資産台帳の整備の関係ですが、現状、国においては道路などの公共用に資する財産、社会インフラですが、これは国有財産台帳とは異なる台帳に記載されており、個々の資産ごとの取得原価情報は付与されていないという状況でございます。この点につきまして、取得原価情報を個々のインフラ資産に付与することによって、ストックマネジメントに役立てることができるというご意見がございます。一方で、原料価格とか工法などが当時と随分変わっておりますので、取得原価情報の有用性は限られるのではないかという御意見もいただきました。

こういった両論ございまして、方向性として8ページでございますけれども、インフラ資産台帳につきましては、これは地方公共団体のほうで整備をする動きになっておりますので、地方公共団体における整備状況なり活用方法も参考にしながら、インフラ資産を持っております関係省庁の理解、協力を得ながら検討を進めていくということでございます。

これに関連いたしまして、当面の対応でございますけれども、現状、インフラ資産につきましては、投下した事業費の内訳までは細かくは開示をしていないという状況でございますけれども、それをできるだけ細かい工事区域における支出額を一覧でわかりやすく開示していく取り組みを進めてはどうかということ、こういうことに取り組もうとしております。これにより、税金の効率的な活用が図られているのかというような国民目線でのチェックや、評価への活用というのも期待されるのではないかと。さらには、インフラ資産台帳の検討材料にもなるのではないかと、そういう期待をしているところでございます。

言葉だけでイメージがわかりづらいのではないかとと思ひまして、席上配付資料ということで、別とじの紙を御用意いただいております。1枚めくっていただきまして、工事区域

の開示のイメージというもので、例えば、A地区、B地区というような感じで、地区ごとの工事費の内訳であるとか取得価額を開示するようなイメージを持っている。これから具体的には、関係省庁とも相談をしていきたいと思っております。

それから、戻っていただきまして、8ページの中ほどから、今度は政策別コスト情報についての改善でございます。政策別コスト情報は、人件費、事務費を含むフルコストで特定の政策にかかる費用を一覧できるということですが、予算のPDCAサイクルには活用されていないという現状でございます。今後、個別事業のフルコスト情報の把握が可能になりましたら、行政評価等にも資するのではないかとのご意見があったところでございます。

この点につきましては、国の業務、多岐にわたっておりますが、国においては資源配分を行う事業が多く、直接行政サービスを実施している事業というのが、地方公共団体等に比べると限定的ではないか、そういったご意見もありまして、当面の対応としては、直接行政サービスを実施している代表的な事業、そういったものを選びまして、各事業の単位当たりコストの情報を提供してはどうかということが一つの方向性であります。それから、補助金のように、資源配分を行っている事業も結構たくさんございますが、それらにつきましても、代表的な事業について中間コストの情報を提供してはどうかということでございます。具体的なイメージは席上配付資料の2-1、2-2に掲げてございますが、2-1が直接行政サービスを実施している事業の開示のイメージでございます。左側が現行、作成しております政策別コスト情報でありまして、個別事業が幾つもの、複数入っていて、それに関わる人のコスト、物のコスト、そういったものを合わせてフルコストというものを出しているという状況でございます。これではなかなか使いづらいという御意見もありますので、この中から、例えば、代表的なAという事業を選択しまして、人に掛かるコスト、物に掛かるコストも出してみても、個別事業単位のフルコスト情報というのを開示していくということでございます。

2-2のほうは、資源配分を行っている事業の情報開示のイメージでございます。左側同様に、今、現行の政策別コスト情報でございますが、その中から代表的なBという事業を抽出し、このBの事業が補助対象事業者を通じて受益者のほうに資源配分を行っていくというような流れになりますので、その場合に国でかかっている中間コスト、それから、補助対象事業者でかかっている中間コストを合わせて、中間コストが幾ら掛かった、というような開示というものをやっていくということでございます。

いずれにしても、各省庁と現在相談をしている途中でありますので、また最終的な開示のイメージというのは多少変わり得るかもしれませんが、現状はこんなイメージを持っているということでございます。

ワーキンググループ報告書で提言されております主なものについて、簡単ではございますけれども、御説明させていただきました。これは、財務書類の一層の活用を図るために、財務書類にどのような工夫ができるのか、そういった観点からいろいろ検討し、方向性を示したものでありますので、この報告書を受けまして、公会計室、関係省庁において提言されている事項の具体化に向けて検討を行っておりますし、引き続き具体化を図っていきたい、そのように考えております。

私のほうからの説明は以上でございます。

【梶川部会長代理】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの公会計室からの御説明に関しまして、御質問のある方は挙手をお願いいたします。私のほうで御指名しますので、その後、お手元のマイクで御発言願いたいと思います。

中川委員、お願いします。

【中川委員】 非常にわかりやすく説明していただいたのですが、3ページについて、前回、この部会でも議論になりました、「誰のために」と言ったとき、国民というのが、本当に国民一人一人を想定されているのか、もしくは何か代表された所を通して情報提供をした上で、それをそしゃくする方に対してされるということをイメージされているのか、どちらかというのを教えていただけますでしょうか。

【川野公会計室長】 国の財務書類の目的として、財政状況の説明責任を果たしていくということがございますので、その場合の対象として、国民は当然、国民とかあるいは議会とか、さまざま、かなり広い範囲でその対象を念頭に入れているということですが、先ほど若干説明をいたしました。国民というときに、国民目線に立って財務状況をわかりやすく説明しようとしたときに、今、ありますのが、先ほど紹介いたしましたようなパンフレットということで、これでも30ページぐらいあって、非常に中身、言葉も専門的であって、わかる人というか、かなり専門家の方々にはわかりやすい、随分充実しているというような評価をいただいているんですが、一方、国民の方にとって、これは難しいのではないかと御意見が非常にありますので、そういったことで、当初の目的、国民に対しても説明していくということからすると、難し過ぎるという反省もありまして、よりポイ

ントを絞った平易なリーフレット、そういったものを別途作成いたしまして、公表し、国民の方々にも見ていただけるようにしていきたい、そういうふうに考えております。

【梶川部会長代理】 ほかにございませんでしょうか。

では、樫谷委員、お願いします。

【樫谷委員】 気になったのは、先ほどの御説明の中で資産と負債の対応関係について、3ページのところで、これはそうかもわからないですけど、費用が財源を超過している財政状況といったときに、財源が必ずしも費用と対応できないものもありますよね。つまり、将来の財源、将来の投資の分というのがあるので、ここは企業のように、当期の経営活動が、努力が収益に結びついているというところですが、それは費用と財源が必ずしも、使い方としてはマッチングしているわけではなく、たまたまというところがありますよね。そういうのに関しては何か意見が出ましたでしょうか。要するに、財源というのは今年の財源で、つまり、5年前の財源を今手当てしていますというのではなく、今期の費用は、以前に財源手当てされたものの中にはあるわけですよ。今期の税収というか、財源というのは、必ずしも結びつかないですよ。だから、そこは少しどういう説明をしているのか。今、独立行政法人でも苦勞しているのは、運営費交付金が交付され、その収入と費用とが必ずしも結びついていないですよ。だから、繰り延べをしたりするわけです。運営費交付金債務を作ったりするわけですが、その点については、これはどういうふうな整理の仕方をされているんですかね。

【園田課長補佐】 ここについては、そういった議論というところもありますけれども、国の財務書類の過程において、費用と財源の関係というのは、そもそもないという前提で作っています。あくまでも業務費用計算書というものの業務費用に対応するものは、国民が受ける便益でありまして、税収とかという財源というものは、必ずしも直接国の費用とは対応しないというところは当然前提にはあるものの、当年度における行政コストのサービス提供料に見合った財源がどれだけ今年入ってきて、その差額がどれだけ膨れ上がっているのかというのは、一つの、国民に対して、今よく議論されている現金ベースでの収支の悪化と、もう一つ、一方で、企業会計の考え方も照らし合わせた財源対コスト提供料という部分にも着目するべきではないか、そういった経緯でこういう文章になっております。

【樫谷委員】 要するに、当年度の費用は当年度の財源で賄えるべきだという考え方で説明しているということですね。

【園田課長補佐】 そうです。

【梶川部会長代理】 ほかにございませんでしょうか。

会田委員、お願いします。

【会田委員】 御説明ありがとうございました。非常に参考になるいろいろなお話を伺ったのですが、特に今日、席上に置いていかななくてはいけない資料、これに関連してちょっと質問させていただきたいんですが、そもそもこういう国の財務書類を作成する目的について、説明責任を果たしていくとか、あるいは政策形成に役立てるとか、あるいはマネジメントを効率化していくということで、特にマネジメントの効率化に向けては即効性も期待できるところですが、特に現状の日本全体のいろいろな財政負担のことを考えると、インフラの資産をどの程度これからリニューアルしていくのか、その負担がどのぐらいなのかということはやはり把握しておかなくてはいけないと。インフラ資産台帳の整備、非常にこれはいろいろな意味で効果は大きいと思いますが、これを作るとするとどのぐらいの時間が掛かりそうとか、その辺は検討されていらっしゃるのでしょうか。

【川野公会計室長】 具体の作業量がどれぐらいになるのかというところまではまだ把握できていないのですが、例えば、国道であるとか、国道が何万キロもある、1級河川が何万キロもあると。それだけでも結構なボリュームになるというのは、例示だけでもわかっていただけるかと思いますが、そういったものそれぞれについて価額情報を付していくことは相当な事務負担になるんだろうということは容易に推測できます。

【会田委員】 わかりました。そのときに、あまり網羅性を追求すると、いつまでたっても資料ができないということになってしまうのかなというのが危惧されるところですが、その辺も配慮されて進めていくということですね。ありがとうございます。

あと、もう一点、これの席上配付の2-1のほうの、資源配分を行っている事業の情報開示ということで、それで補助対象事業者、これが地方公共団体の場合のようなところであれば集計できるのかもしれませんが、これは民間事業者も対象にするという理解でよろしいのでしょうか。

【川野公会計室長】 この補助対象事業者、本当に地方公共団体であったり、民間事業者であったり、さまざまですので、お金の流れ方を把握できるところに、実務上はなってくるんだろうと思っています。ですから、そういった意味では、個々の民間事業者ということ、なかなか追いつけない部分もあるのかなということで、具体的にどこまで、どういう対象者だったら把握できるのかというようなことも含めて、関係省庁と相談をするということでございます。

【会田委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長代理】 ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 御説明ありがとうございました。非常にこのパンフレットは有用だと思います。先ほど中川委員の御質問で、よりわかりやすいものをとということだったのですが、このパンフレットとこの分厚い資料の間の中間的な資料は何かありますでしょうか。例えば、国民目線で作られたパンフレットでは負債について強調しておられますが、これで「なぜだろう」と疑問を感じたときに、もう一つの資料は政策ごとの状況を把握するためにはとても良い資料だと思います。しかし、もう少し全体を俯瞰し、政策の優位性の判断に役立つような大きなくくりのデータが欲しい場合は、エクセル等で自分で算出する必要があるのでしょうか。また、そういった中間的な情報を拡充される御予定等について、今まで御議論はあったのでしょうか。

【川野公会計室長】 政策の優位性をつけるなど、そこまでの議論はないですが、席上に配付しています政策別コスト情報では、政策ごとの人、物も含めたフルコスト情報を出しています。ただ、それは、この冊子上は数字の羅列で、それだとわからないということで、参照4でつけております各省のパンフレットの中で、政策別コスト情報についてもある程度わかりやすく説明をしているということでもあります。優先度とまではいきませんが、いろいろな政策を実施されている中で、政策変更であるとか、そういった事情によって大きくコストが変わっているとか、その辺の分析をしっかりといただくというのが、今、報告書に書いているような説明の充実の具体的なイメージでございます。

【佐藤委員】 どうもありがとうございました。

【梶川部会長代理】 会田委員、お願いします。

【会田委員】 今の佐藤委員の質問に関連しまして、昔、省庁別財務書類を作るときに、スプレッドシートでちゃんと開示しろと言い、最初の年は各省庁もエクセルフォーマットでホームページに掲載していたと思いますが、最近はPDFだけを掲載しているところも結構ありますが、その辺は財務省のほうでプッシュすることは可能なんでしょうか。

【川野公会計室長】 基本的には各省庁ホームページではエクセルでアップをしていただくようお願いもしていますし、対応されていますが、一部、セキュリティーの関係でエクセルを掲載できないというようなところもあると聞いておりますので、その場合はPDFで対応していただいているということでございます。

【梶川部会長代理】 よろしいですか。まだまだ御質問、御意見あるとは思いますがけれども、次の議題もございますので、質疑応答はひとまずここまでとさせていただきます。こちらにつきましても、最後の質疑応答の時間がございますので、追加でご質問等がございましたら、その際にしていただければと思います。

続きまして、今までの議事1、議事2とも関連する議事3「前回の議論を踏まえた独立行政法人会計基準等に係る中長期的な論点の整理」について、事務局から御説明をお願いいたします。

【深澤管理官】 管理官の深澤でございます。

早速ですが、資料3を御覧いただきたいと思います。まず、1枚目が表紙でございますけれども、ここで目次的に検討事項を一覧に整理しております。基本的には前回提示させていただいた論点と同じ構造でございますけれども、前回の部会での議論等を踏まえまして、2点ほど大きく修正がございます。1点目でございますけれども、1ポツの2つ目の丸の部分であります。会田委員からの御指摘も踏まえまして、ここに「独立行政法人の財務報告の機能の整理」というところを加えております。さらに1ポツの3つ目の丸でございますが、丸の2つ目のポツでございます。ここに「損益計算書と行政サービス実施コスト計算書の関係性の整理」として、前回は2ポツの「構成要素の定義の整理」のほうに挙げていたものを「財務報告の構成」の中で取り扱うべきものであろうということで、1ポツのほうに移動をさせております。

上記のうち、一番下の「※」でありますけれども、「○」としている事項は大項目、「・」として挙げておりますのは中項目ですが、この中項目については現時点で想定される主な項目でありますので、これは議論が進むに従って増やしていくべきものと認識しておりますし、今後の議論の中で詳細に提示させていただきたいと思います。

これらの検討事項についての詳細については、次のページ、横紙の中で記載をしております。こちらの中身でございますけれども、基本的に前回説明している内容と同じですが、前回から追加された部分について若干説明を加えさせていただきたいと思います。

A4の横の表のページのほうを御覧いただきたいと思いますが、ページの下部にページ番号を振っております。2ページから3ページ目に掛けて記載している部分を御覧いただきたいと思いますが、2ページの下段のほうからでありますけれども、ここが追加事項でございます。まして、「独立行政法人の財務報告の機能の整理」についてでございます。課題の具体的内容にあるとおり、「財務報告利用者と財務報告目的の整理」と、機能の整理は密接な関

係にあるところでありますけれども、この財務報告の主たる機能、副次的な機能について整理する必要があるのではないかという問題意識でございます。

3 ページ目のほうに、現状の整理等ということで、現在の考え方を記載しておりますけれども、現行、基準設定時の前文に書いてあるところでありますが、2 行目でありましてけれども、財務情報を負託主体である国民に対して開示する責任を負うという位置づけであること、また、4 行目のところでありますが、この財務報告は利用者である国民その他の利害関係者に対して利用目的に適合した有用な内容を提供するものでなければならない、といった記述になっております。ただ、後段については単に利用目的に合わせてつくってほしいということを述べているにすぎないのであり、明示的には前段のほうにあります負託主体への開示責任、すなわち、情報提供機能というところを強調した構成になっております。

二つ目の丸ですけれども、一方で企業会計においては、財務会計が果たす機能として、経営者と株主、株主と債権者でいうところの利害調整機能があるということが、情報提供に加えて存在するとされております。ただ、この利害調整機能については、会計情報の副次的な利用ということで、企業会計基準委員会では整理がなされているというふうに認識をしております。

次に、ページ下部のページ番号でいいますと、10 ページから12 ページに掛けてでございます。こちらについては、参考までに独立行政法人会計と I P S A S（国際公会計基準）の主な相違点について対比表を作らせていただいておりますので、御参照いただければと思います。我々の知識の不足もありますので、今後、ブラッシュアップしていくところがありますが、伊澤先生からの御説明にもありましたとおり、I P S A S（国際公会計基準）で参考になるような考え方というところは適宜参照しながら議論を進めていく必要があると思います。例えば、10 ページの財務諸表でいきますと、財務諸表の構成としまして、貸借対照表、損益計算書という考え方のものに対応するのが、財政状態計算書、財務業績計算書という、財務業績を表すものであるという考え方のもとにつくられる計算書という位置づけであると認識をしております。

また、財務報告の構成についてという点については、既に我々の論点整理ペーパーの中で財務報告という言葉の使い方をされていて、I P S A S（国際公会計基準）のほうに影響を既に受けている部分はありますが、「財務諸表以外の財務報告のあり方」というところで、I P S A S（国際公会計基準）の概念フレームの考え方を参照しながら、特にサービス業

績報告などのあり方について検討を加えていく必要があると考えております。

また、12ページでございますけれども、純資産については、I P S A S（国際公会計基準）では概念フレームワークにおいて正味財政状態ということで、資産と負債の差額を規定しております。また、正味財政状態については、残余金額であるという性格づけがなされていると承知をしております。これらについて、議論を進める際の参考にしていただければというふうに思います。

一番最初の1枚目の目次のほうに戻りますけれども、1ポツ、2ポツと議論を進めていく形になろうかと思いますが、I P S A S（国際公会計基準）の考え方については、3ポツ、独立で扱うのではなくて、1ポツ、2ポツを議論していく中で適宜参照しながら議論を進めていく必要があるというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

【梶川部会長代理】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、質疑応答の時間に入りたいと思いますが、議事3につきましては、議事1、議事2とも関連する内容ですので、今までの御説明や御質問を踏まえ、中長期課題の内容について御質問等ありましたら、先ほど来申し上げているように、御発言いただいて結構でございます。それでは、中長期の各論点についての具体的な御意見でも構いませんので、皆様の活発な御発言をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

どうぞ、中川委員、お願いします。

【中川委員】 まだ感想的なものですが、二つございます。一つは、先ほど御説明いただきましたペーパーの10ページ、「財務報告の構成について」というところですが、今後議論を深めていくところではありますが、非財務情報と言われるものに関して、御承知のとおり、例えば、C O S Oのフレームワークでも非常に概念が広がっています。その辺り、今、御説明いただいて、I P S A S（国際公会計基準）では一歩進んでおられるように思っているのですが、果たしてどこまで織り込むべきなのか、もしくは織り込むことが可能なのかというのは、一方で有用な情報ではあるかと思っておりますので、非常に検討の価値のあるところではないかなというふうに思った次第です。

もう一つは、伊澤様からの御説明のところの御質問にも関係するのですが、比較可能性というのはどの程度重要とI P S A S（国際公会計基準）で捉えていたか、もし議論があればお教えいただきたいと思っております。理由は、今、お話をお伺いすると、この中から適切

な指標を選び開示していくということですが、各法人の実態を表すために、多岐にわたる選択肢の中から適切に選ぶとなる。それは逆に、比較可能性としては、いろいろな指標があるので比較することが難しくなる、ということが起こり得るのかなと思いましたが、それで今の質問になりました。

【梶川部会長代理】 ただいまの御質問について、伊澤先生、よろしいでしょうか。

【伊澤IPSASBボードメンバー】 比較可能性に関しましては、概念フレームワークでは、質的特性という項目がございます。その中で、幾つか財務情報が持つべき性質というものを定義づけているわけですが、そのうち、重要なものの一つとして、比較可能性というものを位置づけております。今、御質問いただいたのは、多分、財務業績報告における比較可能性だと思いますが、そこは非常に論点になりまして、先ほどパフォーマンスインディケーターというものを開発しなかったというところに起因するわけですが、どうしても公的機関においては、公的機関が行っているサービスというのは多岐にわたっているので、あるサービスとあるサービスを比較するというのはなかなか難しいので、そういう意味では、比較可能性を担保するようなパフォーマンスインディケーターは開発できないということで開発しなかったということでございます。これは私見でございますが、サービス業績報告においては、その他の財務報告と比べると、比較可能性というところはあまり重要視していないのではないかというふうに考えています。

【中川委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長代理】 事務局、お願いいたします。

【深澤管理官】 財務報告の構成についてどこまで織り込むかというところについての補足でございますけれども、この部分については、目標と評価のプロセスとかなり重複する部分があると考えています。すなわち、独立行政法人の制度上、主務大臣が独立行政法人に対して目標をセグメントごとに与え、できるだけ数値目標を作ってもらうことをお願いしているところです。それがブラッシュアップの余地があるかどうかというのはまた別の議論がありますが、これに対してさらに独立行政法人のほうで事業を実施した後、業績が出てきますが、主務大臣が年度末、あるいは中期目標、中期計画期間が終わった後に評価を行うといったプロセスについて、サービス提供をどれだけ行い、それに対して主務大臣がどのような評価を行うかというところのプロセスについては、IPSAS（国際会計基準）で行われているようなサービス提供能力の報告書とかなり重複するところがあると思います。

ただ、問題は、現状であれば、財務情報と目標評価のプロセスとの連結がなかなかうまくいっていないという部分があり、評価者からしますと、主務大臣だけでなく、別の部会である評価部会の業務にもなりますが、あるセグメントにどれだけのマンパワーや予算内の資源を投入していて、それを支える共通経費的なサポートの資源がどれくらい割かれているかというところがよくわからないところがあります。そういったところを整えていくと、全く新しいものを作っていくのではなく、きちんと整えていくことが非常に重要になってくるのかなというところを感じているところであります。

【梶川部会長代理】 ありがとうございます。

ほかに。樫谷委員、お願いします。

【樫谷委員】 I P S A S（国際公会計基準）でお聞きしたいのは、一般目的のところですが、8ページ、現状の独立行政法人会計基準、独立行政法人通則法で求めているものは、一般目的ではなくて、8ページの現状の整理等の二つ目の丸で書いている業務遂行状況の的確な把握や、業績の適正な評価、利益・損失の確定が実は目的になっていて、これが必ずしも一般目的ではないんですね。もちろんこれも一つの目的といえば目的ですが、例えば、I P S A S（国際公会計基準）の中に持続可能性がありますが、持続可能性は必ずしも会計の論理ではないんですね。だから、公正価値とかいう考え方もないわけではないですが、どちらかという、公正価値ではなく、取得原価、つまり、お金の使い方、使い道とその財源の関係などを整理しているんですね。ここは、I P S A S（国際公会計基準）と少し相入れない部分だと思いますが、他国でもこういう独立行政法人的なものがあれば、おそらく独立行政法人の財務報告の目的で言ったような（1）、（2）、（3）みたいなものが当然あると思いますが、それはまた別途そういったものをつくっているんですかね。それと整合しているんですかね。どのような扱いをほかの国ではしているのか。もしわかれば。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】 I P S A S（国際公会計基準）の対象として、我々がイメージしているのは、例えば、中央政府全体とか、地方自治体とかという単位で考えていまして、独立行政法人は中央政府の中の一部のエージェンシーになります。他国はどうしているかは私は完全に存じ上げないんですが、このエージェンシーを考えた場合の目的というのは、全体の目的と考えた場合に必ずしも同一である必要はないという考え方もあると思いますので、今の御質問でいうと、あくまで I P S A S（国際公会計基準）が考えている、むしろ概念フレームワークで考えているのは、政府全体で、政府全体とし

て、中央政府と地方公共団体というふうにかけて整理をしています。

【榎谷委員】　　そういう意味では、例えば、今、財務省から説明いただいた政府全体と独立行政法人とでは必ずしも整合性がとれているわけじゃなく、例えば、使っていない運営費交付金は負債に上げるわけですね。ただ、国ではどうしているんですか。運営費交付金の負債はそのまま上げているんですかね。国としては支出になっていますよね。

【西山調査官】　　運営費交付金は運営費交付金ということで、業務費用に上げていますから、そこは個々の財務諸表を見ると、泣き別れ状態になっています。

【榎谷委員】　　泣き別れ状態になっているということですね。

【西山調査官】　　ただ、連結をつくるときには、それは調整した形で作ります。

【榎谷委員】　　調整して作っているんですね。

【西山調査官】　　そういうことです。

【榎谷委員】　　それはむしろ国全体としては、どちらかというところ I P S A S（国際公会計基準）に近いような考え方でつくっているということですかね。

あれは一応、時価でやっているんですよね。

【川野公会計室長】　　出したベースですよ。

【西山調査官】　　国を中心として整理していますから、国は出した時点で管理して、それに合わせて法人の財務諸表で調整するということですね。だから、それが I P S A S（国際公会計基準）と同じ考えでいえば、それを今、準備しているということだと思います。

【榎谷委員】　　必ずしも持続可能性という観点からの会計基準ではなかったんですけど。あれ、固定資産は時価でやっているのではなかったんですけど。

【西山調査官】　　国のほうですか。

【榎谷委員】　　はい。

【西山調査官】　　国は、考え方は一応時価ということですが、ただ、固定資産でもいろいろありますから、国有財産は国有財産台帳の価額、それも一応時価という考え。それから、あとは、インフラ資産はなかなか時価という概念は難しいので、過去の投資経費の累積をもとに推計した数字で計上しているということです。

【榎谷委員】　　なるほど。

【伊澤 I P S A S B ボードメンバー】　　補足ですが、I P S A S（国際公会計基準）の概念フレームワークの中で、今日は御説明していない「測定」というところがございます、ここはいわゆる取得原価なのか時価なのかというところを議論したところですが、御

覧のとおり、IFRSはどちらかというと、公正価値というものを最近重視してきているんですが、IPSAS（国際公会計基準）の概念フレームワークは必ずしもそうではなくて、やっぱりその公的機関の特性もあるので、取得原価と時価というものを並列に考えて、その資産の特性ごとに適切な測定の基礎を採用してくださいという考え方ですので、必ずしも時価重視とか、公正価値重視というわけではないです。

【梶川部会長代理】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。会田委員、お願いします。

【会田委員】 資料3の10ページのところで、先ほど議論になった財務報告の構成についてなんですが、事業報告書に何か財務的な内容を載せる場合に、財務諸表と決算報告書と、どちらに準拠しなくてはいけないとか、そういうのはあるんでしょうか。それが一つと、関連して、ここに予算書がありませんが、予算書は公表していませんでしたでしょうか。

【大道副管理官】 中期計画と年度計画の中で、各独法、公表しております。

【会田委員】 最初の質問で、事業報告書に何か数字を載せる場合に、財務諸表を使うのか決算報告書を使うのか、あるいはどちらでもいいのか、両方使うのか、それについてもしご存じでしたら教えていただければと思います。

【大道副管理官】 基本的には、財務諸表の要約情報を事業報告書に載せていただいております。また、今回の独立行政法人制度改革の中で、決算情報、予算と決算の対比情報も事業報告書に記述をしてくださいという形に改革しておりますので、今後公表される事業報告書の中では、決算報告書の情報、両方載せられるという状況になってきます。

【会田委員】 すみません、もう一つ確認。決算情報といった場合には、決算報告書を前提にしている。財務諸表ではなくて、決算報告書という理解でよろしいでしょうか。

【深澤管理官】 すみません、事業報告書の記載事項としましては、法人の基本情報が載っており、さらに財務諸表の要約を掲載しておりますが、財務情報としては、重要な施設等の整備等の状況や、予算と決算の概要を掲載しています。さらに、経費削減と効率化に関する目標とその達成状況を掲載するというのがあります。また、事業の説明としまして、財源の内訳、補助金にどういったものがあるかというものと、業務実績の説明ということで、財務データを活用しながら、事業内容を説明してくださいということは求めています。さらに決算報告書と同じものを、予算・決算を対比させるために添付することも求めているところです。

【会田委員】 わかりました。丁寧な御説明、ありがとうございます。

【梶川部会長代理】 梶谷委員、お願いします。

【梶谷委員】 伊澤様に御説明いただいた I P S A S（国際公会計基準）の資料 1 の 6 ページが、よく整理していただいていると思っておりますが、現在・過去情報と将来情報、それから、財務と非財務とあり、整理の仕方としては体系的な整理の仕方が必要なのかなと思いましたが、特に非財務情報と将来情報の右下のところはないのですが、これは中期計画や目標など、独立行政法人でも含まれるのかなと思ったりします。つまり、過去と将来と、それから財務と非財務の整理をした体系を作らなくてはいけないと考えているんですね。もしこういうものが整理できれば、非常に意味のある、よりわかりやすい情報提供ができるのかなというふうに思いますが、言うのは簡単で、難しいということを行っているのはわかっていますが、整理の仕方としてはこういうことですね。

【梶川部会長代理】 御意見として結構ですか。

ほかにございませんでしょうか。中川委員、お願いいたします。

【中川委員】 資料 3 の論点に含まれていると思っておりますが、「利用者にご届けるか」という点について、全体の議論が終わったその後になると思っておりますが、工夫の余地があるかどうかというのも、今一度検討のポイントとしては挙げておいていいかと思惟ました。

【梶川部会長代理】 事務局、お願いいたします。

【深澤管理官】 利用者のところで議論をいただきたいというふうに思っております。先ほどの中川委員からの質問からもありました、財務諸表をいかに国民に、一国民を対象としないということはありませんので、いかにわかりやすく届けるかというところは非常に大きな問題になってきて、さはさりながら、財務諸表を読める人にしかわからないものであることも確かなので、わかりやすくするという努力をすること、また情報仲介的なものが活用できるのかどうかというところも一つの考え方として議論していかなくてはならないことではないかというふうに考えております。

【梶川部会長代理】 そういう意味では、今の御意見は、この論点に挙げられた中に含まれているということによろしいですね。

【深澤管理官】 はい。

【梶川部会長代理】 ほかにございませんでしょうか。

【梶谷委員】 連結財務諸表について整理もしなくてはいけないのと思惟いまして、前にもおっしゃられたかもわかりませんが、独立行政法人の子会社、関連会社と、株式会

社での子会社、関連会社、それから、財団法人や社団法人という形で関連法人があり、連結していますが、必ずしも独立行政法人のマネジメントや、ガバナンスが行き届かないところも中にはあるので、連結財務諸表を見て、何を理事長に申し上げればいいのか。「いや、私はこの部分は関係ありません」というふうに言われてしまう可能性もないわけではないので、それは今後も単なる参考資料として連結財務諸表を作るのかということなのか。それから、もう少し意味のある決算書として、理事長に全体のガバナンスができるような仕組みに今後していくのか、その辺も検討する必要があるのかなというふうには思います。

【梶川部会長代理】 では、事務局、お願いいたします。

【深澤管理官】 非常に重い問題でありまして、これは会計基準の問題だけでなく、事業スキームの問題にも関わってくるところで、都市再生機構のように子会社を関連会社として持つというところだと、非常にこれは紛れがなく、わかりやすいところで、当然ながら、連結するのは、皆、異論のないところだと思います。ただ、独立行政法人を通じてさらに出資をした先に独立行政法人がどこまで責任を持つのかというところについて、独立行政法人が責任を持つという事業スキームであると、非常にこれはまたわかりやすい話になりますが、その事業スキームがどうもはっきりしない部分もあったときに、どういうことを考えなければいけないのか。ここは個別性の非常に強いところであって、その辺、具体的な事例に即して少し検討が必要なのかなというふうに思います。

ただ、一応、独立行政法人の事業として出資する、そうでないと独立行政法人を通じて出資はできないはずですので、その限りにおいて、基本的には理事長が責任を負っているはずです。

【樫谷委員】 負ってもらわなくてははいけませんよね。

【深澤管理官】 負ってもらわなければいけないのが基本的な独立行政法人のスキームでありまして、個別性の強い中でそれぞれの検討は必要ですけれども、基本的な考え方としては、独立行政法人が責任を持って、時価評価なり強制減の評価なりをやって、それを業績に反映すると思ってもらわなければいけない話だと思っておりますし、連結財務諸表も当然ながら作っていただく必要があるのかなというのが、今のところの相対的な考え方かと思えます。

【樫谷委員】 よろしいですか。国の中でもやっぱりそういうのがあって、以前に聞いたところによると、国の定員管理の関係で、定員を増やせないのもので、この事業については財団法人を創設してやるとか、そういうようなところで、逃げているところもあり、それ

はむしろ国ではないかみたいなどころもあるわけですね。そこは独立行政法人みたいなどころがあって、独立行政法人がつくったらいいんだけど、国がつくっているんだというところもあったりして、その辺は何のためにつくるんだということなんですよ。全体感を示すことが大事なんだといえば、実施コストの情報開示をするというのであれば、私はそれでいいと思う。今まででいいと思うんですよ。ところが、そうではなく、ガバナンスだと言ってしまうと、なかなか難しくなってしまうので、それは分けて考えてもいいのかもわかりません。

【深澤管理官】 おっしゃるとおり、いろいろな考え方がある中で、基本線はきちんと強制評価減をさせていただくとか、連結していただくとか、そういったスキームの中で、事業スキームに即してある程度の注記をしていただくような、そういった考え方もあるのではないかというふうには思います。ただ、あまり独立行政法人をトンネル扱いして、変なスキームをつくられるのも困った話でありますので、そういったことが起こらないような仕組みにもしなきゃいけないというふうには思っております。

【梶川部会長代理】 会計基準そのものの問題もあるんでしょうけれども、その前の組織制度的な論点の整理をしないと、今のお話というのはなかなか会計としても取り扱いづらいかもしれませんけれども、いずれは議論をしていかなければいけない概念整理の論点だと、必要だと思います。

ほかにございませんでしょうか。

【榎谷委員】 議論をこれからするところを言えばいいですね。

【梶川部会長代理】 一応、今、こういう課題の検討事項ということで、かなり広い範囲で書かせていただいているということだと事務局は思いますので、さらに追加的に念を押しさせていただくものであったり、またもちろん全然違う論点で何かございましたら。

【榎谷委員】 よろしいですか。これは、私は今までいいとは思っているんですけども、先ほど I P S A S（国際公会計基準）のほうでも少し議論になった、機会費用ですよ。必ずしも独立行政法人が負担しているわけじゃないけれども、それに関係して掛かっているコストというのがありますよね。そこについては、今のままで特に議論をする必要はないと考えたらよろしいんでしょうかね。

【梶川部会長代理】 事務局、何かございますでしょうか。

【深澤管理官】 この問題は行政サービス実施コスト計算書の問題に包含されると思っております。機会費用がどこまで意味を持つのかということもありますし、今の計算方

法が妥当なのかどうかというところもあります。そうしたところも含めて、この目次で言えば、1ポツの3つ目の丸の2つ目のポツで議論させていただければというふうに思っておりますが、法人によってはほんとうに損益計算書と行政サービス実施コスト計算書の違いが、出資金に国債の金利を掛けたものの差しかないというようなところもあって、その有益性とかその意味とか、そういったところについてはちょっと考えなければいけないなと思っております。

【梶川部会長代理】 ありがとうございます。そういう意味では、その段階での議論というのもまた続けさせていただければと思います。

それでは、そろそろ本日の予定した時間に近づいてきましたので、質疑応答についてはここで終了させていただきます。

議題3の中長期の課題につきましては、前回とまた今回議論をさせていただきましたけれども、検討する内容に関しましては、大筋皆様方の方向性は一致しているものと考えますが、よろしいでしょうか。本日御提示いただいた案に方向性としては一致しているものと考えます。

そのため、次回以降、中長期的な課題の検討につきましては、ワーキング・チームに委ねて検討をお願いしたいと思いますけれども、その点についていかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、次回以降はワーキング・チームで検討することとしたいと存じます。

最後に事務局から何かご連絡事項等あれば、お願いいたします。

【深澤管理官】 本日は御多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。ただいま梶川部会長代理からお話しいただきましたとおり、次回以降、この中長期課題の検討につきまして、ワーキング・チームを組織しまして、行っていきたいと考えております。ワーキング・チームのメンバー構成、開催時期、開催頻度につきまして、皆様に御相談の上、決定させていただきます。また、ワーキング・チームでの検討に当たりまして、一部関係機関、省庁との調整もございまして、少々お時間をいただきたく存じます。

最後に、事務的な連絡でございますが、本日、財務省から説明ありました資料のうち、「席上配付」となっている資料につきましては、お持ち帰らず、そのまま席上のほうに置いていただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

【梶川部会長代理】 本日は御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございました。
次回以降はワーキング・チームでの検討になりますので、部会としての開催は少し時間があきますが、ワーキング・チームに参加される委員の方は引き続き議論に参加していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして、本日の部会を終了させていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。